

## 就学援助制度について

### 1. 援助の対象となる方(認定条件)

次の(1)と(2)の両方に該当し、若桜町教育委員会等で審査を行い、援助が必要と認められた方  
(審査結果により、援助が受けられないこともあります)

(1) 児童・生徒が令和2年度に若桜町立若桜学園小学校・中学校に在籍される方

(2) 経済的な理由によりお困りの方で、下記の要件のいずれかに当てはまる方

- ア. 生活保護が停止又は廃止された
- イ. 町民税が非課税
- ウ. 町民税の減免を受けている
- エ. 個人事業税の減免を受けている
- オ. 固定資産税の減免を受けている
- カ. 国民年金掛金の減免を受けている
- キ. 国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けている
- ク. ひとり親家庭対象の児童扶養手当の支給を受けている(児童手当とは異なります)
- ケ. 生活福祉資金による貸付を受けている
- コ. その他(特別な事情により経済的に困っている)

#### 【注意】

- ・令和3年度に若桜町立若桜学園小学校・中学校に在籍しない場合は、就学援助の支給対象外です。
- ・転居等で入学しない可能性がある場合は、申請を行わないでください。
- ・転出するにも関わらず支給を受けた場合は、就学援助の返還又は転出先の自治体へ連絡いたします。

### 2. 手続きの方法

○就学援助を希望される場合は、学校又は若桜町教育委員会事務局で配布する申請書に必要事項を記入の上、必要添付資料を添えて、学校へ提出してください。

なお、年度途中でも随時申請は受け付けていますので、ご家庭の状況が変わった場合は学校又は若桜町教育委員会事務局へ連絡してください。

### 3. 認定について

○審査のうえ認定・非認定を決定し、学校を通して通知します。

○年度中途において下記のような状況が生じた場合等は、認定を取り消します。

- (1) 若桜町外へ転出された場合。
- (2) 保護者が就学援助の認定を辞退された場合。
- (3) 上記の認定条件からはずれたと認められた場合。

### 4. 支給予定時期

○第1回支給(学用品費等) 令和3年 5月

○第2回支給(学用品費等) 令和3年10月

○第3回支給(学用品費等) 令和4年 2月

○新入学児童生徒学用品費 令和4年 3月

※修学旅行費、校外活動費は、精算後随時支給します。

### 5. 援助の対象となる費目

区 分	小 学 生		中 学 生		備 考
	支給額	対象学年	支給額	対象学年	
学用品費	11,630 円	1～6 年	22,730 円	7～9 年	
通学用品費	2,270 円	2～6 年	2,270 円	8・9 年	
校外活動費 (泊を伴わない)	実 費 (上限 1,600 円)	1～6 年	実 費 (上限 2,310 円)	7～9 年	
校外活動費 (泊を伴う)	実 費 (上限 3,690 円)	1～6 年	実 費 (上限 6,210 円)	7～9 年	
新入学児童生徒 学用品費	51,060 円	1 年 (年長)	60,000 円	7 年 (6 年)	支給時期は対象 学年の前年 ( ( ) の学年の 3 月頃)
修学旅行費	実 費 (上限 22,690 円)	6 年	実 費 (上限 60,910 円)	9 年	
PTA 会費	実 費	1～6 年	実 費	7～9 年	
卒業アルバム代	実 費	6 年	実 費	9 年	
医療費	実 費	1～6 年	実 費	7～9 年	学校教育法施行令 に定める疾病(う 歯など)に限る
給食費	実 費	1～6 年	実 費	7～9 年	